

令和 8 年 6 月 15 日

令和 8 年 第 2 回
糸魚川市議会定例会提出議案

糸魚川市長 久保田 郁 夫

議案番号	件名
59	専決処分の承認を求めることについて（糸魚川市市税条例の一部を改正する条例）
60	専決処分の承認を求めることについて（糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例）
61	専決処分の承認を求めることについて（糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
62	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第12号））
63	糸魚川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
64	糸魚川市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
65	契約の締結について（糸魚川市庁舎空調設備改修（機械設備）工事）
66	財産の譲与について（糸魚川東保育園）
67	財産の取得について（除雪ドーザ（11 t 級 スノーバケット付））
68	財産の取得について（ロータリ除雪車（11 t 級 マルチプラウ付））
69	契約の締結について（市道仙納筒石線道路改良（その2）工事）
70	令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）
報告	
2	令和7年度糸魚川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
3	令和7年度糸魚川市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
4	令和7年度糸魚川市ガス事業会計予算繰越計算書の報告について
5	令和7年度糸魚川市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
6	令和7年度糸魚川市簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について
7	令和7年度糸魚川市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
8	糸魚川市土地開発公社の経営状況について

議案第59号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月15日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

専決第2号

専 決 処 分 書

糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

糸魚川市市税条例の一部を改正する条例

糸魚川市市税条例（平成17年糸魚川市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第7条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を当該掲示場のある事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第9条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）」を「法施行規則」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第10条中「、第67条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第67条の6第1項の申告書、」を削る。

第20条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第21条の6第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第24条の2第1項ただし書中「及び第24条の3の3第1項」を「並びに第24条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第24条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第24条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」とい

う。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第39条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。))であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。))若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者

第24条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他法施行規則で定める事項

第49条中「額が土地」の次に「又は家屋」を加え、「300,000円、家屋にあっては200,000円」を「30万円」に、「150万円」を「180万円」に改める。

第66条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第66条第2項を削り、同条第3項本文中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第67条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第67条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第67条の3から第67条の8までを削る。

第67条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第67条の3とする。

第67条の10を削る。

第68条の見出し並びに同条、第69条の見出し並びに同条第1項及び第2項、第71条（見出しを含む。）並びに第72条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第74条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式による申告書を」を「第33号の4様式

による申告書」に改め、「第33号の5様式による申告書」の次に「並びにその者の住所を証明すべき書類」を加え、同項後段を削り、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車」を「第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車」に改める。

第75条の見出し、第76条の見出し並びに同条第1項から第3項まで並びに第77条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第78条第2項前段中「第66条第3項ただし書」を「第66条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「法施行規則第33号の5様式による申請書」を「標識交付申請書」に改め、同項後段中「種別割」を「軽自動車税」に、「第66条第3項ただし書」を「第66条第2項ただし書」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第5条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削り、附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「又は附則第19条の3第1項」を「、附則第19条の2の2第1項又は附則第19条の3第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2第6項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第

4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第10条の3第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項

第 2 号」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第 3 号イ」を「附則第15条第24項第 3 号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第 3 号ロ」を「附則第15条第24項第 3 号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第 3 号ハ」を「附則第15条第24項第 4 号」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第20項とし、同条中第24項を第21項とし、第25項を第22項とし、同条を附則第10条の 4 とする。

附則第10条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の 3 法附則第16条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日（第40条第 6 項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第 1 項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の 3 第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、4 月 30 日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の 4 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあっては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の 3 第 1 項に規定する被災住宅用地の上に令和 5 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含

む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第60条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に

規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、附則第16条の4第3項第2号及び附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及

び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第20条第1項及び第2項並びに第21条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第21条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第21条の5から第21条の7まで、第21条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第21条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の6第1項前段、第21条の7、第21条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第23条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る

譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第4条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の3第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の4第2項第2号及び第5項第2号並びに第19条の5第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第7条の改正規定及び第9条の改正規定（「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）」を「法施行規則」に改める部分に限る。）並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
- (2) 第24条の2第1項ただし書、第24条の3の2及び第24条の3の3の改正規定並びに附則第5条の改正規定及び附則第7条の3第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (3) 第49条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (4) 第21条の6第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

- (5) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の糸魚川市市税条例（以下「新条例」という。）第7条の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第24条の3の3第1項及び第2項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第24条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の糸魚川市市税条例第24条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の糸魚川市市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場

合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の糸魚川市市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の2の2の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第49条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第

25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第60号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月15日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

専決第3号

専 決 処 分 書

糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例

糸魚川市都市計画税条例（平成17年糸魚川市条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第18項を附則第19項とする。

附則第17項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第8項及び第10項」を「附則第9項及び第11項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第9項及び第12項」に、「附則第9項、第11項及び第12項」を「附則第10項、第12項及び第13項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とし、附則中第14項を第15項とし、第13項を第14項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とし、附則中第9項を第10項とし、第8項を第9項とする。

附則第7項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改

め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別」を「家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

7 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の糸魚川市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第61号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月15日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

専決第4号

専 決 処 分 書

糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

糸魚川市国民健康保険税条例（平成17年糸魚川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護給付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第2項ただし書中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

第12条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第12条の2 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第12条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,700円

とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第12条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について47円とする。

第24条第1項中「660,000円」を「670,000円」に、「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「170,000円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から第1号から第3号までのカ及びキに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,190円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について32円

第24条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について850円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について23円

第24条第1項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について340円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9円

第24条第2項中「国民健康保険税」を「保険税」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 255円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 425円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 680円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 850円

第24条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第12項、第13項及び第15項から第22項までの規定中「第11条」の次に「、第12条の2」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の糸魚川市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第62号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第12号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月15日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

専決第5号

専 決 処 分 書

令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

令和 7 年度糸魚川市一般会計補正予算（第12号）

令和 7 年度糸魚川市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ835,782千円を追加し、歳入歳出それぞれ31,835,301千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		272,000	11,317	283,317
	2 自動車重量譲与税	160,000	10,000	170,000
	4 森林環境譲与税	60,000	1,317	61,317
4 配当割交付金		20,000	20,000	40,000
	1 配当割交付金	20,000	20,000	40,000
5 株式等譲渡所得割交付金		10,000	45,000	55,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	10,000	45,000	55,000
6 法人事業税交付金		75,000	20,000	95,000
	1 法人事業税交付金	75,000	20,000	95,000
7 地方消費税交付金		1,000,000	160,000	1,160,000
	1 地方消費税交付金	1,000,000	160,000	1,160,000
11 地方交付税		8,807,555	470,000	9,277,555
	1 地方交付税	8,807,555	470,000	9,277,555
17 財産収入		113,875	214	114,089
	1 財産運用収入	108,282	214	108,496
18 寄附金		659,293	43	659,336
	1 寄附金	659,293	43	659,336
20 繰越金		1,765,611	109,208	1,874,819
	1 繰越金	1,765,611	109,208	1,874,819
補正されなかった款項に係わる額		18,276,185	0	18,276,185
歳 入 合 計		30,999,519	835,782	31,835,301

歳 出

単位：千円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		5,251,675	835,782	6,087,457
	1 総務管理費	4,762,501	835,782	5,598,283
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 わ る 額		25,747,844	0	25,747,844
歳 出 合 計		30,999,519	835,782	31,835,301

第2表 繰越明許費補正

1 繰越明許費の追加

単位：千円

款	項	事業名	金額
7 商 工 費	1 商 工 費	シーサイドバレースキー場 管 理 運 営 事 業	1,270
		観 光 誘 客 宣 伝 事 業	20,000
		大阪・関西万博誘客宣伝事業	1,210
9 消 防 費	1 消 防 費	消 防 庁 舎 管 理 費	2,552

令和7年度 歳入歳出予算事項別明細書（一般会計）

1 総括

（歳入）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	272,000	11,317	283,317
4 配当割交付金	20,000	20,000	40,000
5 株式等譲渡所得割交付金	10,000	45,000	55,000
6 法人事業税交付金	75,000	20,000	95,000
7 地方消費税交付金	1,000,000	160,000	1,160,000
11 地方交付税	8,807,555	470,000	9,277,555
17 財産収入	113,875	214	114,089
18 寄附金	659,293	43	659,336
20 繰越金	1,765,611	109,208	1,874,819
補正されなかった款に係わる額	18,276,185	0	18,276,185
歳入合計	30,999,519	835,782	31,835,301

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	5,251,675	835,782	6,087,457
補正されなかった款に係わる額	25,747,844	0	25,747,844
歳 出 合 計	30,999,519	835,782	31,835,301

単位：千円

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		257	835, 525
		257	835, 525

2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
2款 地方譲与税	272,000	11,317	283,317
2項 自動車重量譲与税	160,000	10,000	170,000
1目 自動車重量譲与税	160,000	10,000	170,000
4項 森林環境譲与税	60,000	1,317	61,317
1目 森林環境譲与税	60,000	1,317	61,317
4款 配当割交付金	20,000	20,000	40,000
1項 配当割交付金	20,000	20,000	40,000
1目 配当割交付金	20,000	20,000	40,000
5款 株式等譲渡所得割交付金	10,000	45,000	55,000
1項 株式等譲渡所得割交付金	10,000	45,000	55,000
1目 株式等譲渡所得割交付金	10,000	45,000	55,000
6款 法人事業税交付金	75,000	20,000	95,000
1項 法人事業税交付金	75,000	20,000	95,000
1目 法人事業税交付金	75,000	20,000	95,000
7款 地方消費税交付金	1,000,000	160,000	1,160,000
1項 地方消費税交付金	1,000,000	160,000	1,160,000
1目 地方消費税交付金	1,000,000	160,000	1,160,000
11款 地方交付税	8,807,555	470,000	9,277,555
1項 地方交付税	8,807,555	470,000	9,277,555
1目 地方交付税	8,807,555	470,000	9,277,555
17款 財産収入	113,875	214	114,089

2款 地方譲与税 4款 配当割交付金 5款 株式等譲渡所得割交付金 6款 法人事業税交付金 7款 地方消費税交付金
11款 地方交付税 17款 財産収入

単位：千円

節		説明	
区	分	金	額
1	自動車重量譲与税	10,000	1 自動車重量譲与税 10,000
1	森林環境譲与税	1,317	1 森林環境譲与税 1,317
1	配当割交付金	20,000	1 配当割交付金 20,000
1	株式等譲渡所得割交付金	45,000	1 株式等譲渡所得割交付金 45,000
1	法人事業税交付金	20,000	1 法人事業税交付金 20,000
1	地方消費税交付金	160,000	1 地方消費税交付金（一般財源分） 70,000 2 地方消費税交付金（社会保障財源分） 90,000
1	地方交付税	470,000	2 特別交付税 470,000

単位：千円

節		説	明
区	分		
1	基金運用収入	214	1 基金積立金利息 214
1	社会福祉費寄附金	43	1 社会福祉振興寄附金 43
1	繰越金	109, 208	1 前年度繰越金 109, 208

3 歳 出

款		項		目		補 正 前	補 正 額	計
2 款 総務費						5,251,675	835,782	6,087,457
1 項 総務管理費						4,762,501	835,782	5,598,283
1 目 一般管理費						1,527,912	43,724	1,571,636
節				1 一般管理費職員人件費				
区 分		金 額		事業費	869,273	43,724	912,997	
3 職員手当等		43,724		[財源内訳]				
				・ 一般財源				
				43,724				
3 目 財産管理費						1,610,393	792,058	2,402,451
節				26 基金積立金				
区 分		金 額		事業費	1,371,557	792,058	2,163,615	
24 積立金		792,058		[財源内訳]				
				・ 財産収入				
				基金積立金利息				
				214				
				・ 寄附金				
				社会福祉振興寄附金				
				43				
				・ 一般財源				
				791,801				
歳 出 合 計						30,999,519	835,782	31,835,301

2款 総務費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
			257	835,525
			257	835,525
				43,724
1 一般管理費職員人件費の経費内訳				
一般職退職手当 43,724				
財 源 内 訳			257	791,801
26 基金積立金の経費内訳				
財政調整基金積立金	300,000	公共施設等総合管理基金積立金	150,000	
減債基金積立金	150,000	ふるさと就職修学支援基金積立金	584	
職員退職手当基金積立金	150,000	森林環境整備基金積立金	1,317	
福祉基金積立金	43	基金繰替運用分利息積立金	△100	
ふるさと糸魚川応援基金積立金	40,000	基金利息積立金	214	
財 源 内 訳			257	835,525

議案第63号

糸魚川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月15日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

行政手続法の改正を踏まえ、公示送達の方法について当該改正に準拠したものに改めたいため、所要の改正を行うものである。

糸魚川市行政手続条例の一部を改正する条例

糸魚川市行政手続条例（平成17年糸魚川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

第13条第1項第1号イ中「はく奪」を「剥奪」に改める。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を糸魚川市公告式条例（平成17年糸魚川市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該掲示場のある事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日から2週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項前段中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、同項後段中「第3項」の次に「及び第4項」を、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第29条前段中「第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、同条後段中「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3

号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の糸魚川市行政手続条例（以下「改正後条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後条例第22条第3項（改正後条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第64号

糸魚川市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月15日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

糸魚川東保育園を譲与することに伴い、所要の改正を行うものである。

糸魚川市立保育所条例の一部を改正する条例

糸魚川市立保育所条例（平成17年糸魚川市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条の表糸魚川東保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第65号

契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結したいので、糸魚川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年糸魚川市条例第64号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 糸魚川市庁舎空調設備改修（機械設備）工事 |
| 2 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 610,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 糸魚川市寺町四丁目10番20号
株式会社井上商会糸魚川支社 支社長 井上 一則 |
| 5 工事場所 | 糸魚川市一の宮一丁目地内 |

議案第66号

財産の譲与について

次の財産を譲与したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

1 財産の表示

種類	名称	所在	構造及び延床面積	特記事項
建物	糸魚川東保育園	糸魚川市東寺町 二丁目4番2号	木造合金メッキ鋼 板ぶき平屋建て 1棟1,311.18㎡	建物に備付け の工作物及び 付随した備品 等を含む。

2 譲与先 糸魚川市大字小見890番地3

社会福祉法人みその会

理事長 陸川 洋

3 譲与日 令和9年4月1日

4 譲与の理由 令和7年11月26日に締結した糸魚川市立糸魚川東保育園の民営化に伴う公私連携保育法人の指定に関する協定書に基づき、糸魚川東保育園の管理運営を行うため。

議案第67号

財産の取得について

次の財産を取得したいので、糸魚川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年糸魚川市条例第64号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 品名 | 除雪ドーザ（11t級 スノーバケット付） |
| 2 | 数量 | 1台 |
| 3 | 契約金額 | 16,401,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 糸魚川市寺島三丁目1番1号
糸魚川重機工業株式会社 代表取締役 岡島 義英 |
| 5 | 取得の目的 | 新規に車両を購入し、除雪作業の効率化を図るため。 |

議案第68号

財産の取得について

次の財産を取得したいので、糸魚川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年糸魚川市条例第64号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 品名 | ロータリ除雪車（11 t 級 マルチプラウ付） |
| 2 | 数量 | 1 台 |
| 3 | 契約金額 | 41,140,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 糸魚川市大字平牛293番地
株式会社中央自動車 代表取締役 中川 竜一 |
| 5 | 取得の目的 | 老朽化した車両を更新し、除雪作業の効率化を図るため。 |

議案第69号

契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結したいので、糸魚川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年糸魚川市条例第64号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

- | | | |
|---|----------|------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 市道仙納筒石線道路改良（その2）工事 |
| 2 | 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 198,000,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 川田建設・笠原建設特定共同企業体 |
| | （代表者）所在地 | 新潟市中央区南笹口一丁目1番54号 |
| | 代表者名 | 川田建設株式会社新潟営業所 |
| | 所長 | 田中 公嗣 |
| | （構成員）所在地 | 糸魚川市大字能生1155番地6 |
| | 代表者名 | 株式会社笠原建設 代表取締役社長 鈴木 秀城 |
| 5 | 工事場所 | 糸魚川市大字仙納地内 |

議案第70号

令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度糸魚川市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122,949千円を追加し、歳入歳出それぞれ28,862,949千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

令和8年6月15日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,704,893	103,220	2,808,113
	1 国庫負担金	1,783,377	15,000	1,798,377
	2 国庫補助金	911,649	88,220	999,869
16 県支出金		2,199,274	△8,160	2,191,114
	2 県補助金	1,297,084	△8,160	1,288,924
20 繰越金		600,000	32,489	632,489
	1 繰越金	600,000	32,489	632,489
22 市債		2,069,900	△4,600	2,065,300
	1 市債	2,069,900	△4,600	2,065,300
補正されなかった款項に係わる額		21,165,933	0	21,165,933
歳 入 合 計		28,740,000	122,949	28,862,949

歳 出

単位：千円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		4,147,651	3,339	4,150,990
	1 総務管理費	3,729,097	3,339	3,732,436
3 民生費		7,093,381	44,600	7,137,981
	1 社会福祉費	3,659,407	20,100	3,679,507
	2 児童福祉費	3,054,951	2,900	3,057,851
	3 生活保護費	363,067	21,600	384,667
4 衛生費		2,708,481	9,000	2,717,481
	1 保健衛生費	1,386,201	9,000	1,395,201
7 商工費		851,087	23,000	874,087
	1 商工費	851,087	23,000	874,087
8 土木費		3,440,426	13,680	3,454,106
	1 土木管理費	137,326	3,680	141,006
	2 道路橋りょう費	1,862,626	10,000	1,872,626
10 教育費		2,874,311	29,330	2,903,641
	1 教育総務費	306,675	2,330	309,005
	2 小学校費	609,515	2,000	611,515
	7 社会教育費	863,721	25,000	888,721
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 わ る 額		7,624,663	0	7,624,663
歳 出 合 計		28,740,000	122,949	28,862,949

第2表 地 方 債 補 正

1 地方債の追加

単位：千円

起 債 の 目 的	限 度 額	利 率	起債の方法	償 還 の 方 法
過 年 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	13,400	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	普通貸借 又は 証券発行	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定した条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

2 地方債の変更

単位：千円

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	利 率	限 度 額	利 率
子 育 て 支 援 施 設 整 備 事 業	163,100	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	133,100	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
融 雪 施 設 新 設 改 良 事 業	102,000		112,000	
学 校 施 設 管 理 事 業	7,600		9,600	

令和8年度 歳入歳出予算事項別明細書（一般会計）

1 総 括

（歳 入）

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	2,704,893	103,220	2,808,113
16 県支出金	2,199,274	△8,160	2,191,114
20 繰越金	600,000	32,489	632,489
22 市債	2,069,900	△4,600	2,065,300
補正されなかった款に係わる額	21,165,933	0	21,165,933
歳 入 合 計	28,740,000	122,949	28,862,949

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	4,147,651	3,339	4,150,990
3 民生費	7,093,381	44,600	7,137,981
4 衛生費	2,708,481	9,000	2,717,481
7 商工費	851,087	23,000	874,087
8 土木費	3,440,426	13,680	3,454,106
10 教育費	2,874,311	29,330	2,903,641
補正されなかった款に係わる額	7,624,663	0	7,624,663
歳 出 合 計	28,740,000	122,949	28,862,949

單位：千円

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			3,339
63,680	△30,000		10,920
8,000			1,000
20,620			2,380
2,760	10,000		920
	2,000		27,330
95,060	△18,000		45,889

2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
15款 国庫支出金	2,704,893	103,220	2,808,113
1項 国庫負担金	1,783,377	15,000	1,798,377
1目 民生費負担金	1,756,067	15,000	1,771,067
2項 国庫補助金	911,649	88,220	999,869
1目 総務費補助金	125,651	45,000	170,651
2目 民生費補助金	160,395	42,300	202,695
7目 土木費補助金	577,465	920	578,385
16款 県支出金	2,199,274	△ 8,160	2,191,114
2項 県補助金	1,297,084	△ 8,160	1,288,924
2目 民生費補助金	205,581	△ 10,000	195,581
6目 土木費補助金	4,729	1,840	6,569
20款 繰越金	600,000	32,489	632,489
1項 繰越金	600,000	32,489	632,489
1目 繰越金	600,000	32,489	632,489
22款 市債	2,069,900	△ 4,600	2,065,300
1項 市債	2,069,900	△ 4,600	2,065,300
2目 民生債	287,400	△ 30,000	257,400
6目 土木債	646,000	10,000	656,000

15款 国庫支出金 16款 県支出金 20款 繰越金 22款 市債

単位：千円

節		説明	
区	分	金	額
3	生活保護費負担金	15,000	1 生活保護費負担金 15,000
1	総務管理費補助金	45,000	13 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 45,000
1	社会福祉費補助金	700	5 障害者総合支援事業補助金 700
			1,400,000円×1/2
2	児童福祉費補助金	40,000	6 地域未来交付金 40,000
			80,000,000円×1/2
3	生活保護費補助金	1,600	1 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1,600
1	土木管理費補助金	920	1 社会資本整備総合交付金 920
2	児童福祉費補助金	△ 10,000	23 次世代育成支援対策施設整備交付金 △ 10,000
1	土木管理費補助金	1,840	1 命綱固定アンカー普及促進事業補助金 1,840
1	繰越金	32,489	1 前年度繰越金 32,489
2	児童福祉債	△ 30,000	1 子育て支援施設整備事業債 △ 30,000

單位：千円

節			
区	分	金	額
1	道路橋りょう債	10,000	3 融雪施設新設改良事業債 10,000
1	学校管理債	2,000	1 学校施設管理事業債 2,000
2	公共土木施設災害復旧債	13,400	3 過年公共土木施設災害復旧事業債 13,400

3 歳 出

款 項 目		補 正 前	補 正 額	計	
2 款	総務費	4, 147, 651	3, 339	4, 150, 990	
1 項	総務管理費	3, 729, 097	3, 339	3, 732, 436	
1 目	一般管理費	989, 716	2, 339	992, 055	
節		6 一般管理費（総務課）			
区 分	金 額	事業費	52, 421	2, 339	54, 760
1 報酬	1, 320	[財源内訳]			
8 旅費	1, 019	・ 一般財源			2, 339
4 目	企画費	848, 451	1, 000	849, 451	
節		24 企業版ふるさと納税推進事業			
区 分	金 額	事業費	0	1, 000	1, 000
12 委託料	1, 000	[財源内訳]			
		・ 一般財源			1, 000
3 款	民生費	7, 093, 381	44, 600	7, 137, 981	
1 項	社会福祉費	3, 659, 407	20, 100	3, 679, 507	
1 目	社会福祉総務費	566, 347	18, 000	584, 347	
節		61 社会福祉施設物価高騰対策事業			
区 分	金 額	事業費	0	18, 000	18, 000
18 負担金、補助及び交付金	18, 000	[財源内訳]			
		・ 国庫支出金			
		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			14, 400
		・ 一般財源			3, 600
2 目	障害者自立支援費	1, 066, 551	1, 400	1, 067, 951	
節		2 障害者自立支援諸費			
区 分	金 額	事業費	2, 457	1, 400	3, 857
12 委託料	1, 400	[財源内訳]			
		・ 国庫支出金			
		障害者総合支援事業補助金			700
		・ 一般財源			700
3 目	障害者福祉費	129, 094	700	129, 794	
節		11 重度心身障害者医療費助成事業			
区 分	金 額	事業費	82, 739	700	83, 439
12 委託料	700	[財源内訳]			
		・ 一般財源			700
2 項	児童福祉費	3, 054, 951	2, 900	3, 057, 851	
2 目	子育て支援費	1, 147, 064	0	1, 147, 064	
節		12 全天候型子ども遊戯場整備事業			
		事業費	90, 000	0	90, 000
		[財源内訳]			
		・ 国庫支出金			
		地域未来交付金			40, 000
		・ 県支出金			
		次世代育成支援対策施設整備交付金			△10, 000
		・ 市債			
		子育て支援施設整備事業債			△30, 000
3 目	保育所運営費	1, 530, 453	2, 200	1, 532, 653	
節		61 民営保育所等物価高騰対策事業			
区 分	金 額	事業費	0	2, 200	2, 200
18 負担金、補助及び交付金	2, 200	[財源内訳]			
		・ 国庫支出金			
		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付			

2款 総務費 3款 民生費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
				3,339
				3,339
				2,339
6 一般管理費（総務課）の経費内訳				
いじめ問題再調査委員会委員報酬	1,320	費用弁償		1,019
財 源 内 訳				1,000
24 企業版ふるさと納税推進事業の経費内訳				
地域活性化起業人活動委託料	1,000			
財 源 内 訳	63,680	△30,000		10,920
	15,100			5,000
	14,400			3,600
61 社会福祉施設物価高騰対策事業の経費内訳				
物価高騰対策補助金	18,000			
財 源 内 訳	700			700
2 障害者自立支援諸費の経費内訳				
システム改修委託料	1,400			
財 源 内 訳				700
11 重度心身障害者医療費助成事業の経費内訳				
システム改修委託料	700			
財 源 内 訳	31,980	△30,000		920
	30,000	△30,000		
12 全天候型子ども遊戯場整備事業の経費内訳				
財源変更				
財 源 内 訳	1,980			220
61 民営保育所等物価高騰対策事業の経費内訳				
物価高騰対策補助金	2,200			

款 項		目	補 正 前	補 正 額	計
		金			1,980
		・一般財源			220
5 目	母子等福祉費		115,244	700	115,944
節		6 ひとり親家庭等医療費助成事業			
	区 分	金 額	事業費	15,744	700
12 委託料	700		[財源内訳]		
			・一般財源		700
3 項	生活保護費		363,067	21,600	384,667
1 目	生活保護総務費		41,067	1,600	42,667
節		6 生活保護総務諸費			
	区 分	金 額	事業費	5,603	1,600
1 報酬	709		[財源内訳]		
3 職員手当等	600		・国庫支出金		
4 共済費	110		生活困窮者就労準備支援事業費等補助金		1,600
8 旅費	44				
10 需用費	19				
11 役務費	66				
13 使用料及び賃借料	52				
2 目	扶助費		322,000	20,000	342,000
節		1 生活保護扶助費			
	区 分	金 額	事業費	322,000	20,000
19 扶助費	20,000		[財源内訳]		
			・国庫支出金		
			生活保護費負担金		15,000
			・一般財源		5,000
4 款	衛生費		2,708,481	9,000	2,717,481
1 項	保健衛生費		1,386,201	9,000	1,395,201
5 目	医療対策費		541,109	9,000	550,109
節		61 医療機関物価高騰対策事業			
	区 分	金 額	事業費	0	9,000
18 負担金、補助及び交付金	9,000		[財源内訳]		
			・国庫支出金		
			物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		8,000
			・一般財源		1,000
7 款	商工費		851,087	23,000	874,087
1 項	商工費		851,087	23,000	874,087
2 目	商工業振興費		176,782	23,000	199,782
節		61 電子地域通貨普及促進事業（物価高騰対策）			
	区 分	金 額	事業費	10,550	18,000
11 役務費	940		[財源内訳]		
18 負担金、補助及び交付金	22,060		・国庫支出金		
			物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		16,120
			・一般財源		1,880
			62 事業者支援事業（物価高騰対策）		
			事業費	0	5,000
			[財源内訳]		
			・国庫支出金		
			物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		4,500

3款 民生費 4款 衛生費 7款 商工費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
財 源 内 訳				700
6 ひとり親家庭等医療費助成事業の経費内訳				
システム改修委託料		700		
財 源 内 訳	16,600			5,000
	1,600			
6 生活保護総務諸費の経費内訳				
会計年度任用職員報酬	709	消耗品費		4
時間外勤務手当	600	印刷製本費		15
職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	40	通信料		33
社会保険料	70	手数料		33
会計年度任用職員費用弁償	44	パソコン借上料		52
財 源 内 訳	15,000			5,000
1 生活保護扶助費の経費内訳				
生活保護扶助費		20,000		
財 源 内 訳	8,000			1,000
	8,000			1,000
	8,000			1,000
61 医療機関物価高騰対策事業の経費内訳				
物価高騰対策補助金		9,000		
財 源 内 訳	20,620			2,380
	20,620			2,380
	20,620			2,380
61 電子地域通貨普及促進事業（物価高騰対策）の経費内訳				
手数料	1,000	地域通貨振興協会負担金		17,000
62 事業者支援事業（物価高騰対策）の経費内訳				
物価高騰対策補助金		5,000		

款 項		目	補 正 前	補 正 額	計
		・一般財源			500
8 款	土木費		3,440,426	13,680	3,454,106
1 項	土木管理費		137,326	3,680	141,006
1 目	土木総務費		125,769	3,680	129,449
節		16 雪おろし安全対策支援事業			
区 分	金 額	事業費	1,000	3,680	4,680
18 負担金、補助及び交付金	3,680	[財源内訳]			
		・国庫支出金 社会資本整備総合交付金			920
		・県支出金 命綱固定アンカー普及促進事業補助金			1,840
		・一般財源			920
2 項	道路橋りょう費		1,862,626	10,000	1,872,626
2 目	道路除排雪費		652,936	10,000	662,936
節		6 融雪施設修繕事業			
区 分	金 額	事業費	64,800	10,000	74,800
14 工事請負費	10,000	[財源内訳]			
		・市債 融雪施設新設改良事業債			10,000
10 款	教育費		2,874,311	29,330	2,903,641
1 項	教育総務費		306,675	2,330	309,005
1 目	教育委員会費		301,127	2,330	303,457
節		17 いじめ防止対策事業			
区 分	金 額	事業費	10,734	2,330	13,064
7 報償費	2,330	[財源内訳]			
		・一般財源			2,330
2 項	小学校費		609,515	2,000	611,515
1 目	学校管理費		277,810	2,000	279,810
節		23 小学校改修事業			
区 分	金 額	事業費	7,600	2,000	9,600
14 工事請負費	2,000	[財源内訳]			
		・市債 学校施設管理事業債			2,000
7 項	社会教育費		863,721	25,000	888,721
7 目	博物館費		144,529	25,000	169,529
節		16 博物館整備事業			
区 分	金 額	事業費	0	25,000	25,000
17 備品購入費	25,000	[財源内訳]			
		・一般財源			25,000
歳 出 合 計			28,740,000	122,949	28,862,949

7款 商工費 8款 土木費 10款 教育費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
財 源 内 訳	2,760	10,000		920
	2,760			920
	2,760			920
16 雪おろし安全対策支援事業の経費内訳				
雪おろし安全対策支援事業補助金	3,680			
財 源 内 訳	10,000			
	10,000			
6 融雪施設修繕事業の経費内訳				
施設修繕工事	10,000			
財 源 内 訳	2,000			27,330
				2,330
				2,330
17 いじめ防止対策事業の経費内訳				
報償金	2,330			
財 源 内 訳	2,000			
	2,000			
23 小学校改修事業の経費内訳				
施設改修工事	2,000			
糸魚川東小学校				
財 源 内 訳				25,000
				25,000
16 博物館整備事業の経費内訳				
岩石分析機器購入費	25,000			
財 源 内 訳	95,060	△18,000		45,889

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前前年度末 (6年度) 現在高	前年度末 (7年度) 現在高	当該年度中(8年度) 増減見込み		
			当該年度中 起債見込額		当該年度中 元金償還 見込額
			補正前	補正後	
1 普通債	17,770,521	16,725,484	2,388,900	2,370,900	2,330,446
(1) 総務	456,332	489,770	365,300	365,300	53,204
(2) 民生	506,942	525,792	292,200	262,200	57,661
(3) 衛生	5,042,559	4,896,499	108,400	108,400	579,312
(4) 労働	5,468	4,557			911
(5) 農林水産	2,212,672	2,225,597	268,400	268,400	191,812
(6) 商工	403,051	348,635	28,900	28,900	70,831
(7) 土木	4,464,400	4,222,702	1,026,600	1,036,600	621,548
(8) 公営住宅	240,875	187,362			37,323
(9) 消防	1,644,137	1,397,141	224,600	224,600	305,391
(10) 教育	2,794,085	2,427,429	74,500	76,500	412,453
2 災害復旧債	539,179	516,681	97,200	110,600	86,998
(1) 補助	454,927	409,077	86,800	100,200	76,021
(2) 単独	84,252	107,604	10,400	10,400	10,977
3 その他債	14,401,453	12,663,678	124,400	124,400	1,744,633
(1) 減税 補てん	9,783	2,985			2,985
(2) 臨時 財政対策	8,331,688	7,433,405			862,018
(3) 減収 補てん	73,370	68,805			4,568
(4) 合併特例	5,986,612	5,158,483	124,400	124,400	875,062
合 計	32,711,153	29,905,843	2,610,500	2,605,900	4,162,077

単位：千円

当該年度末 (8年度) 現在高見込額	
補 正 前	補 正 後
16,783,938	16,765,938
801,866	801,866
760,331	730,331
4,425,587	4,425,587
3,646	3,646
2,302,185	2,302,185
306,704	306,704
4,627,754	4,637,754
150,039	150,039
1,316,350	1,316,350
2,089,476	2,091,476
526,883	540,283
419,856	433,256
107,027	107,027
11,043,445	11,043,445
6,571,387	6,571,387
64,237	64,237
4,407,821	4,407,821
28,354,266	28,349,666

報告第2号

令和7年度糸魚川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和7年度糸魚川市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月15日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

令和7年度糸魚川市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2 総務費	1 総務管理費	食料品物価高騰対策 給付金事業	389,000,000	345,546,000
		普通財産管理費	17,550,000	17,550,000
		えちごトキめき鉄道設備 大規模更新支援事業	8,126,000	8,126,000
3 民生費	1 社会福祉費	フードバンク等支援事業 (物価高騰対策)	500,000	500,000
	2 児童福祉費	駅北子育て支援複合施設 整備事業	9,658,000	9,658,000
		物価高対応子育て 応援手当費	307,000	307,000
		民営保育所等 物価高騰対策事業	2,700,000	2,550,000
4 衛生費	1 保健衛生費	こころの総合ケアセンター 運営事業	2,200,000	1,628,000
		医療機関物価高騰対策事業	2,000,000	2,000,000
6 農林水産業費	1 農業費	稲作振興事業	1,500,000	1,500,000
		県営中山間地域農業農村 総合整備事業	17,270,000	17,270,000
		県営経営体育成基盤 整備事業	33,200,000	33,200,000
		農業水利施設点検調査 ・計画事業	64,480,000	64,480,000
		農道橋保全対策事業	7,700,000	7,700,000
		農業水路等長寿命化 ・防災減災事業	14,609,000	14,609,000
		県単農業農村整備事業	6,881,000	6,871,000
	3 水産業費	水産業施設整備事業	12,000,000	12,000,000
		漁港整備事業	46,300,000	46,300,000
7 商工費	1 商工費	事業者支援事業 (物価高騰対策)	50,000,000	50,000,000
		観光施設管理運営事業	7,339,000	6,437,000
		シーサイドバレースキー場 管理運営事業	1,270,000	1,270,000
		シャルマン火打スキー場 管理運営事業	60,000,000	60,000,000
		観光誘客宣伝事業	20,000,000	20,000,000
		大阪・関西万博誘客 宣伝事業	1,210,000	1,210,000
8 土木費	1 土木管理費	国土調査事業	6,314,000	6,314,000
	2 道路橋りょう費	道路修繕事業	14,438,000	11,438,000

単位：円

左の財源内訳				
既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	329,943,000			15,603,000
				17,550,000
		8,100,000		26,000
	450,000			50,000
	4,829,000	4,800,000		29,000
307,000				
	2,430,000			120,000
				1,628,000
	1,800,000			200,000
		1,400,000		100,000
		17,100,000		170,000
		33,100,000		100,000
	62,000,000			2,480,000
	5,700,000	2,000,000		
	14,109,000			500,000
	2,712,000	3,300,000	686,000	173,000
				12,000,000
	23,100,000	20,800,000		2,400,000
	35,000,000			15,000,000
				6,437,000
				1,270,000
				60,000,000
18,385,000				1,615,000
				1,210,000
	4,447,000			1,867,000
		11,400,000		38,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	158,000,000	156,064,000
		融雪施設整備事業	5,620,000	1,845,000
		橋りょう修繕事業	547,786,000	544,886,000
	3 河川海岸費	河川排水路改修事業	5,000,000	4,060,000
	7 住宅費	市営住宅除却事業	4,200,000	3,000,000
9 消防費	1 消防費	消防庁舎管理費	2,552,000	2,552,000
		消防団積載車整備事業	10,414,000	10,307,000
		消防車両等整備事業	72,587,000	72,587,000
		避難所環境整備事業	56,000,000	56,000,000
10 教育費	7 社会教育費	長者ヶ原考古館 管理運営事業	3,800,000	3,800,000
11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	団体営現年農地農業用施設 災害復旧事業	150,400,000	128,400,000
		団体営過年農地農業用施設 災害復旧事業	39,050,000	39,050,000
		県営現年農業用施設 災害復旧事業	71,100,000	54,100,000
		県営過年農業用施設 災害復旧事業	39,200,000	29,400,000
	2 公共土木施設 災害復旧費	現年公共土木施設 災害復旧事業	55,609,000	55,609,000
合 計			2,017,870,000	1,910,124,000

単位：円

左の財源内訳				
既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	77,532,000	75,000,000		3,532,000
	600,000	700,000		545,000
	251,834,000	289,500,000		3,552,000
		4,000,000		60,000
3,000,000				
				2,552,000
		9,400,000		907,000
	16,404,000	47,300,000		8,883,000
	28,000,000			28,000,000
				3,800,000
	77,270,000	2,000,000	1,431,000	47,699,000
	25,407,000	800,000		12,843,000
	45,190,000			8,910,000
	29,400,000			
				55,609,000
21,692,000	1,038,157,000	530,700,000	2,117,000	317,458,000

令和7年度糸魚川市一般会計繰越明許費繰越計算明細書

1 歳 入

款	項	目
13 分担金及び負担金	1 分担金	1 農林水産業費分担金
		2 災害復旧費分担金
15 国庫支出金	2 国庫補助金	1 総務費補助金
		2 民生費補助金
		6 土木費補助金
		7 消防費補助金
16 県支出金	1 県負担金	4 土木費負担金
	2 県補助金	4 農林水産業費補助金
		9 災害復旧費補助金
	3 県委託金	6 災害復旧費委託金
20 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
22 市債	1 市債	1 総務債
		2 民生債
		4 農林水産業債

単位：千円

節	金 額	説 明
1 農 業 費 分 担 金	686	県単農業農村整備事業分担金 686
1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費 分 担 金	1,431	現年農地農業用施設災害復旧事業分担金 1,431
1 総 務 管 理 費 補 助 金	369,623	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 369,623
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	4,829	都市構造再編集中支援事業補助金 4,829
2 道 路 橋 り ょ う 費 補 助 金	329,966	社会資本整備総合交付金 73,632 道路メンテナンス事業補助金 251,834 地方創生道整備推進交付金 4,500
1 消 防 費 補 助 金	44,404	緊急消防援助隊設備整備費補助金 16,404 地域未来交付金 28,000
1 土 木 管 理 費 負 担 金	4,447	国土調査費負担金 4,447
1 農 業 費 補 助 金	84,521	県単農業農村整備事業補助金 2,712 団体営調査設計事業補助金 43,000 農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金 33,109 団体営農道保全対策事業補助金 5,700
3 水 産 業 費 補 助 金	23,100	水産物供給基盤機能保全事業補助金 23,100
1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費 補 助 金	102,677	現年耕地災害復旧事業補助金 77,270 過年耕地災害復旧事業補助金 25,407
1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費 委 託 金	74,590	現年耕地災害復旧事業委託金 45,190 過年耕地災害復旧事業委託金 29,400
1 繰 越 金	339,150	前年度繰越金 339,150
1 総 務 管 理 債	8,100	運輸事業債 8,100
2 児 童 福 祉 債	4,800	子育て支援施設整備事業債 4,800
1 農 業 債	56,900	農道整備事業債 2,000 農地整備事業債 53,500 農業振興事業債 1,400

款	項	目
22 市 債	1 市 債	4 農 林 水 產 業 債
		6 土 木 債
		7 消 防 債
		9 災 害 復 旧 債

単位：千円

節	金 額	説 明
3 水 産 業 債	20,800	漁港整備事業債 20,800
1 道 路 橋 り ょ う 債	376,600	道路修繕事業債 11,400 道路新設改良事業債 364,500 融雪施設新設改良事業債 700
2 河 川 海 岸 債	4,000	河川排水路改修事業債 4,000
1 消 防 債	56,700	消防施設整備事業債 56,700
1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 債	2,800	現年農地農業用施設災害復旧事業債 2,000 過年農地農業用施設災害復旧事業債 800

2 歳 出

款	項	目
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	1 一 般 管 理 費
		3 財 産 管 理 費
		9 運 輸 費
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	1 社 会 福 祉 総 務 費
	2 児 童 福 祉 費	2 子 育 て 支 援 費
		3 保 育 所 運 営 費
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	5 医 療 対 策 費
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	3 農 業 振 興 費
		5 農 地 費
		6 農 村 総 合 整 備 事 業 費
	3 水 産 業 費	2 水 産 業 振 興 費
		3 漁 港 整 備 費
7 商 工 費	1 商 工 費	2 商 工 業 振 興 費

単位：千円

節	金 額	説 明
10 需 用 費	127	食料品物価高騰対策給付金事業 345,546
11 役 務 費	4,919	
12 委 託 料	4,917	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	1,863	
18 負担金、補助及び交付金	333,720	
14 工 事 請 負 費	17,550	普通財産管理費 17,550
18 負担金、補助及び交付金	8,126	えちごトキめき鉄道設備大規模更新支援事業 8,126
7 報 償 費	500	フードバンク等支援事業（物価高騰対策） 500
11 役 務 費	7	駅北子育て支援複合施設整備事業 9,658
14 工 事 請 負 費	9,658	物価高対応子育て応援手当費 307
19 扶 助 費	300	
18 負担金、補助及び交付金	2,550	民営保育所等物価高騰対策事業 2,550
17 備 品 購 入 費	1,628	こころの総合ケアセンター運営事業 1,628
18 負担金、補助及び交付金	2,000	医療機関物価高騰対策事業 2,000
18 負担金、補助及び交付金	1,500	稲作振興事業 1,500
12 委 託 料	79,187	県営中山間地域農業農村総合整備事業 17,270
14 工 事 請 負 費	5,602	県営経営体育成基盤整備事業 33,200
18 負担金、補助及び交付金	52,470	農業水利施設点検調査・計画事業 64,480
		農道橋保全対策事業 7,700
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 14,609
14 工 事 請 負 費	6,871	県単農業農村整備事業 6,871
18 負担金、補助及び交付金	12,000	水産業施設整備事業 12,000
14 工 事 請 負 費	46,300	漁港整備事業 46,300
12 委 託 料	1,600	事業者支援事業（物価高騰対策） 50,000
18 負担金、補助及び交付金	48,400	

款	項	目
7 商 工 費	1 商 工 費	3 観 光 費
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	2 国 土 調 査 費
	2 道 路 橋 り ょ う 費	3 道 路 維 持 費
		4 道 路 新 設 改 良 費
		5 橋 り ょ う 維 持 費
	3 河 川 海 岸 費	1 河 川 海 岸 費
	7 住 宅 費	1 住 宅 総 務 費
9 消 防 費	1 消 防 費	3 消 防 施 設 費
		4 防 災 費
10 教 育 費	7 社 会 教 育 費	5 文 化 行 政 費

単位：千円

節	金 額	説 明
10 需 用 費	3,208	観光施設管理運営事業 6,437
12 委 託 料	1,210	シーサイドバレースキー場管理運営事業 1,270
14 工 事 請 負 費	64,499	シャルマン火打スキー場管理運営事業 60,000
18 負担金、補助及び交付金	20,000	観光誘客宣伝事業 20,000
		大阪・関西万博誘客宣伝事業 1,210
10 需 用 費	112	国土調査事業 6,314
11 役 務 費	32	
12 委 託 料	6,170	
14 工 事 請 負 費	11,438	道路修繕事業 11,438
12 委 託 料	6,200	道路新設改良事業 156,064
14 工 事 請 負 費	151,709	融雪施設整備事業 1,845
12 委 託 料	542,600	橋りょう修繕事業 544,886
13 使用料及び賃借料	226	
14 工 事 請 負 費	2,060	
16 公 有 財 産 購 入 費	3,060	河川排水路改修事業 4,060
21 補償、補填及び賠償金	1,000	
14 工 事 請 負 費	3,000	市営住宅除却事業 3,000
11 役 務 費	131	消防庁舎管理費 2,552
14 工 事 請 負 費	2,552	消防団積載車整備事業 10,307
17 備 品 購 入 費	82,730	消防車両等整備事業 72,587
26 公 課 費	33	
10 需 用 費	18,377	避難所環境整備事業 56,000
12 委 託 料	8,781	
17 備 品 購 入 費	28,842	
14 工 事 請 負 費	3,800	長者ヶ原考古館管理運営事業 3,800

款	項	目
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1 農 地 農 業 用 施 設 災 害 復 旧 費
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費

単位：千円

節	金 額	説 明
2 給 料	4,370	団体営現年農地農業用施設災害復旧事業 128,400
10 需 用 費	3,400	団体営過年農地農業用施設災害復旧事業 39,050
11 役 務 費	150	県営現年農業用施設災害復旧事業 54,100
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	830	県営過年農業用施設災害復旧事業 29,400
14 工 事 請 負 費	242,200	
14 工 事 請 負 費	55,609	現年公共土木施設災害復旧事業 55,609

報告第3号

令和7年度糸魚川市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、令和7年度糸魚川市一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月15日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

令和7年度糸魚川市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
3 民生費	2 児童福祉費	駅北子育て支援複合 施設整備事業	98,000,000	43,500,000	54,500,000	
11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	団体営現年農地農業 用施設災害復旧事業	33,493,500	22,363,100	11,130,400	
合 計			131,493,500	65,863,100	65,630,400	0

令和8年5月29日調製

糸魚川市長 久保田 郁 夫

単位：円

単位：円

翌年度繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
54,500,000	27,200,000	27,250,000			50,000	旧東北電力ビル等解体工事の入札が不調となり、契約締結までに相当の時間を要したため。
11,130,400			9,900,000		1,230,400	境界確認の際、計画法線の変更が必要となり、修正設計及び国への計画変更作業に時間を要したため。
65,630,400	27,200,000	27,250,000	9,900,000	0	1,280,400	

令和7年度糸魚川市一般会計事故繰越し繰越計算明細書

1 歳 入

款	項	目
15 国 庫 支 出 金	2 国 庫 補 助 金	2 民 生 費 補 助 金
20 繰 越 金	1 繰 越 金	1 繰 越 金
22 市 債	1 市 債	9 災 害 復 旧 債

2 歳 出

款	項	目
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	2 子 育 て 支 援 費
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 業 施 設 費 災 害 復 旧 費	1 農地農業用施設災害復旧費

単位：千円

節	金 額	説 明
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	27,250	都市構造再編集集中支援事業補助金 27,250
1 繰 越 金	28,481	前年度繰越金 28,481
1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 債	9,900	現年農地農業用施設災害復旧事業債 9,900

単位：千円

節	金 額	説 明
14 工 事 請 負 費	54,500	駅北子育て支援複合施設整備事業 54,500
12 委 託 料	11,131	団体営現年農地農業用施設災害復旧事業 11,131

報告第4号

令和7年度糸魚川市ガス事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度糸魚川市ガス事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月15日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

令和 7 年度糸魚川市ガス事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	経年管整備事業	251,300,000	180,818,000	70,482,000
		資産購入費	7,697,000	2,656,530	3,518,000
合 計			258,997,000	183,474,530	74,000,000

単位：円

左の財源内訳			
当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購 入 限 度 額	説 明
70,482,000	0		資材の納入等に不測の日数を 要したことにより、年度内に 工事が完了しなかったため。
3,518,000	1,522,470		機器の製作に不測の日数を要 したことにより、年度内に機 器設置が完了しなかったた め。
74,000,000	1,522,470		

報告第5号

令和7年度糸魚川市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度糸魚川市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月15日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

令和 7 年度糸魚川市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	原水及び浄水設備整備費	21,768,000	14,397,900	7,370,000
		経年管整備事業	356,568,000	221,677,500	102,630,000
		消火栓整備費	22,814,000	20,083,800	2,700,000
合 計			401,150,000	256,159,200	112,700,000

地方公営企業法第26条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	経年管整備事業	123,730,000	70,306,500	46,000,000
合 計			123,730,000	70,306,500	46,000,000

単位：円

左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
他会計負担金	当年度分 損益勘定 留保資金			
0	7,370,000	100		資材の納入に不測の日数を要したことにより、年度内に工事が完了しなかったため。
0	102,630,000	32,260,500		資材の納入等に不測の日数を要したことにより、年度内に工事が完了しなかったため。
400,000	2,300,000	30,200		資材の納入等に不測の日数を要したことにより、年度内に工事が完了しなかったため。
400,000	112,300,000	32,290,800		

単位：円

左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
他会計負担金	当年度分 損益勘定 留保資金			
0	46,000,000	7,423,500		他工事との工程調整により、年度内に工事が完了しなかったため。
0	46,000,000	7,423,500		

報告第6号

令和7年度糸魚川市簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度糸魚川市簡易水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月15日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

令和 7 年度糸魚川市簡易水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	施設整備事業	13,035,000	7,849,600	3,000,000
合		計	13,035,000	7,849,600	3,000,000

単位：円

左の財源内訳			
当年度分 損益勘定 留保資金	不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
3,000,000	2,185,400		資材の納入に不測の日数を要 したことにより、年度内に工 事が完了しなかったため。
3,000,000	2,185,400		

報告第7号

令和7年度糸魚川市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度糸魚川市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月15日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

令和 7 年度糸魚川市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	汚 水 処 理 施 設 更 新 事 業 (管 渠 整 備 費)	317, 000, 000	116, 823, 300	34, 667, 000
		汚 水 処 理 施 設 更 新 事 業 (処 理 場 整 備 費)	355, 000, 000	24, 740, 000	252, 236, 000
合 計			672, 000, 000	141, 563, 300	286, 903, 000

単位：円

左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	企 業 債	工事負担金	当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金			
17,228,000	13,400,000	0	4,039,000	165,509,700		国庫補助金の追加内示を受けて工事を行うため。
137,735,000	106,900,000	0	7,601,000	78,024,000		工事の入札不調により、事業に着手できなかったため。
154,963,000	120,300,000	0	11,640,000	243,533,700		

報告第8号

糸魚川市土地開発公社の経営状況について

糸魚川市土地開発公社の令和7年度一般会計事業決算並びに令和8年度一般会計予算及び資金計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月15日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

第1 一般経過報告

年 月 日	会議名	内 容
令和7年4月1日	監事会	令和6年度一般会計決算監査
令和7年4月11日	第111回 理事会	令和6年度一般会計事業報告及び決算の承認について
令和7年6月26日	第112回 理事会	糸魚川市土地開発公社処務規程の一部改正について
令和8年3月16日	第113回 理事会	令和8年度一般会計予算及び資金計画について 令和7年度一般会計決算及び事業報告について（仮承認）
令和8年4月6日	監事会	令和7年度一般会計決算監査
令和8年5月7日	第114回 理事会	令和7年度一般会計事業報告及び決算の承認について

第2 令和7年度一般会計事業報告及び決算について

1 令和7年度一般会計決算報告

(1) 収益的収入支出

収 入

(単位：円)

款項目	予 算 額					決 算 額	増 減	備 考
	予算額	補正額	計	節				
				区 分	金 額			
1款 事業収益	0	0	0			0	0	
1項 公有地取得事業収益	0	0	0			0	0	
1目 代行用地売却収益	0	0	0	1 代行用地売却収益	0	0	0	
2款 事業外収益	2,000	0	2,000			26,625	24,625	
1項 受取利息	1,000	0	1,000			26,625	25,625	
1目 受取利息	1,000	0	1,000			26,625	25,625	
				1 受取利息	1,000	26,625	25,625	
2項 雑収益	1,000	0	1,000			0	△ 1,000	
1目 雑収益	1,000	0	1,000			0	△ 1,000	
				1 雑 収 益	1,000	0	△ 1,000	
合 計	2,000	0	2,000			26,625	24,625	

支 出

(単位：円)

款項目	予 算 額					決 算 額	不用額	備 考
	予算額	補正額	計	節				
				区 分	金 額			
1款 事業原価	0	0	0			0	0	
1項 公有地取得事業原価	0	0	0			0	0	
1目 代行用地売却原価	0	0	0	1 代行用地売却原価	0	0	0	
2款 販売費及び一般管理費	328,000	0	328,000			104,790	223,210	
1項 販売費及び一般管理費	328,000	0	328,000			104,790	223,210	
1目 人 件 費	48,000	0	48,000			29,500	18,500	
				1 報 酬	48,000	29,500	18,500	理事・監事 29,500
2目 経 費	280,000	0	280,000			75,290	204,710	
				1 旅 費	60,000	1,400	58,600	監事 1,400
				2 需 用 費	90,000	0	90,000	
				3 役 務 費	5,000	3,890	1,110	支払手数料 3,890
				4 使用料及び賃借料	5,000	0	5,000	
				5 負担金補助及び 交付金	50,000	0	50,000	
				6 公租公課費	70,000	70,000	0	法人県民税 20,000 法人市民税 50,000

(単位：円)

款項目	予 算 額					決 算 額	不用額	備 考
	予算額	補正額	計	節				
				区 分	金 額			
3款 事業外費用	1,000	0	1,000			0	1,000	
1項 雑損失	1,000	0	1,000			0	1,000	
1目 雑損失	1,000	0	1,000			0	1,000	
				1 雑損失		1,000	0	1,000
合 計	329,000	0	329,000			104,790	224,210	

収入支出差引 △ 78,165 円

(2) 資本的收入支出

収 入

(単位：円)

款項目	予 算 額					決 算 額	増 減	備 考
	予算額	補正額	計	節				
				区 分	金 額			
1款 資本的收入	0	0	0			0	0	
1項 借 入 金	0	0	0			0	0	
1目 借 入 金	0	0	0			0	0	
				1 長期借入金	0	0	0	
合 計	0	0	0			0	0	

支 出

(単位：円)

款項目	予 算 額				決 算 額	不 用 額	備 考	
	予算額	補正額	計	節				
				区 分				金 額
1款 資本の支出	0	0	0			0	0	
1項 公有地取得 事業費	0	0	0			0	0	
1目 支払利息	0	0	0			0	0	
				1 長期借入金 支払利息	0	0	0	
2款 借入金償還金	0	0	0			0	0	
1項 借入金償還金	0	0	0			0	0	
1目 借入金償還金	0	0	0			0	0	
				1 長期借入金 償還金	0	0	0	
合 計	0	0	0			0	0	

収入支出差引 0 円

(3) 令和7年度一般会計貸借対照表 (令和8年3月31日)

(単位：円)

(資 産 の 部)		
1 流 動 資 産		
(1) 現 金 及 び 預 金	32,897,984	
(2) 代 行 用 地	0	
流 動 資 産 合 計		<u>32,897,984</u>
2 固 定 資 産		
(1) 投資その他の資産		
ア 長期定期預金	6,000,000	
固 定 資 産 合 計		<u>6,000,000</u>
資 産 合 計		<u><u>38,897,984</u></u>
(負 債 の 部)		
1 流 動 負 債		
(1) 未 払 金	0	
流 動 負 債 合 計		<u>0</u>
2 固 定 負 債		
(1) 長期借入金	0	
固 定 負 債 合 計		<u>0</u>
負 債 合 計		<u><u>0</u></u>
(資 本 の 部)		
1 資 本 金		
(1) 基 本 財 産	6,000,000	
資 本 金 合 計		<u>6,000,000</u>
2 準 備 金		
(1) 前期繰越準備金	32,976,149	
(2) 当期純損失	78,165	
準 備 金 合 計		<u>32,897,984</u>
資 本 合 計		<u><u>38,897,984</u></u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>38,897,984</u></u>

(4) 令和7年度一般会計損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益	0	<u>0</u>
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価	0	<u>0</u>
	事業総利益		<u><u>0</u></u>
3	販売費及び一般管理費		<u>104,790</u>
	事業損失		<u><u>104,790</u></u>
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	26,625	
	(2) 雑収益	0	<u>26,625</u>
5	事業外費用		
	(1) 雑損失	0	<u>0</u>
	経常損失		<u><u>78,165</u></u>
	当期純損失		<u><u>78,165</u></u>

(5) 令和7年度一般会計キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入	0
公有地取得事業支出	0
人件費支出	△ 29,500
その他の業務支出	△ 75,290
小 計	△ 104,790
雑収入	0
雑支出	0
利息及び配当金の受取額	26,625
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 78,165

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フロー	0
------------------	---

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入金の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0

IV 現預金残高の増加（△減少）

V 期首現預金残高

VI 期末現預金残高

(注) 貸借対照表の現金及び資金の範囲としております。

(6) 準備金計算書

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
1 前期繰越準備金	32,976,149	
2 当期純損失	78,165	
3 次期繰越準備金	32,897,984	

(7) 財産目録（令和8年3月31日）

(単位：円)

区 分	摘 要	金 額
(資 産)		
1 流動資産		
(1) 現金及び預金	普通預金 397,984 定期預金 32,500,000	32,897,984
(2) 代行用地		0
2 固定資産		
(1) 投資その他の資産	長期定期預金（資本金） 第四北越銀行 6,000,000	6,000,000
資 産 合 計		38,897,984
(負 債)		
1 流動負債		
(1) 未払金		0
2 固定負債		
(1) 長期借入金		0
負 債 合 計		0
差引正味財産		38,897,984

(8) 附属明細書

①現金及び預金明細表

(単位：円)

科目	種類	金額	摘要
現金	—	0	
預金	当座	0	
	普通	397,984	
	通知	0	
	定期	38,500,000	定期預金 32,500,000 定期預金（資本金） 6,000,000
満期保有目的 以外で保有する 有価証券	国債	0	
	地方債	0	
	その他	0	
計		38,897,984	

②資本金明細書

区 分	出資団体名	出資額
基本財産	糸魚川市	6,000,000
計		6,000,000

第3 令和7年度一般会計監査報告書

監 査 報 告 書

令和8年4月6日

糸魚川市土地開発公社
理事長 久保田 郁夫 様

監事 渡邊 勇

令和7年度一般会計について決算監査を行ったので、その結果について報告します。

記

- 1 日 時 令和8年4月6日（月） 午前10時30分から
- 2 会 場 糸魚川市役所 401会議室
- 3 監査結果 令和7年度一般会計について、決算書を基に日計簿、預金証書、損益計算書、貸借対照表等を確認いたしましたところ、正確に処理されていると認めます。

以上

第4 令和8年度一般会計予算及び資金計画について

第1 令和8年度一般会計収支予算書

(総 則)

第1条 令和8年度糸魚川市土地開発公社一般会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入支出)

第2条 収益的収入支出の予定額を次のとおり定める。

1 収 入

単位：千円

款	項	金 額
1 事業収益		0
	1 公有地取得事業収益	0
2 事業外収益		27
	1 受取利息	26
	2 雑収益	1
合 計		27

2 支 出

単位：千円

款	項	金 額
1 事業原価		0
	1 公有地取得事業原価	0
2 販売費及び一般管理費		328
	1 販売費及び一般管理費	328
3 事業外費用		1
	1 雑損失	1
合 計		329

(資本的収入支出)

第3条 資本的収入支出の予定額を次のとおり定める。

1 収 入		単位：千円
款	項	金 額
1 資本的収入		0
	1 借入金	0
合 計		0

2 支 出		単位：千円
款	項	金 額
1 資本的支出		0
	1 公有地取得事業費	0
2 借入金償還金		0
	1 借入金償還金	0
合 計		0

第2 令和8年度一般会計資金計画

		単位：千円
区 分	予定額	備 考
受入資金	32,925	
1 事業収益	0	
2 事業外収益	27	
3 前期繰越金	32,898	
支払資金	329	
1 公有地取得事業費	0	
2 販売費及び一般管理費	328	
3 借入金償還金	0	
4 事業外費用	1	
5 流動負債支出	0	
差 引	32,596	

令和8年度一般会計予算実施計画書

(1) 収益の収入支出

収 入

単位：千円

款項目	予定額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 款 事業収益	0			
1 項 公有地取得事業収益	0			
1 目 代行用地売却収益	0	1 代行用地売却収益	0	
2 款 事業外収益	27			
1 項 受取利息	26			
1 目 受取利息	26	1 受取利息	26	
2 項 雑収益	1			
1 目 雑収益	1	1 雑収益	1	
合 計	27			

支 出

単位：千円

款項目	予定額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 款 事業原価	0			
1 項 公有地取得事業原価	0			
1 目 代行用地売却原価	0	1 代行用地売却原価	0	
2 款 販売費及び一般管理費	328			
1 項 販売費及び一般管理費	328			
1 目 人件費	48	1 報 酬	48	理事・監事 48
2 目 経 費	280	1 旅 費	60	費用弁償 14 普通旅費 46
		2 需用費	90	消耗品費 90
		3 役務費	5	郵便料 3 支払手数料 2
		4 使用料及び賃借料	5	複合機使用料 5
		5 負担金補助及び交付金	50	諸会議・研修負担金 50
		6 公租公課費	70	法人県民税 20 法人市民税 50
3 款 事業外費用	1			
1 項 雑損失	1			
1 目 雑損失	1	1 雑損失	1	
合 計	329			

(2) 資本の収入支出

収 入

単位：千円

款項目	予定額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 款 資本の収入	0			
1 項 借入金	0			
1 目 借入金	0	1 長期借入金	0	
合 計	0			

支 出

単位：千円

款項目	予定額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 款 資本の支出	0			
1 項 公有地取得事業費	0			
1 目 支払利息	0	1 長期借入金支払利息	0	
2 款 借入金償還金	0			
1 項 借入金償還金	0			
1 目 借入金償還金	0	1 長期借入金償還金	0	
合 計	0			

令和8年度一般会計予定貸借対照表 (令和9年3月31日)

単位：千円

(資 産 の 部)		
1 流 動 資 産		
(1) 現 金 及 び 預 金	32,596	
(2) 代 行 用 地	<u>0</u>	
流 動 資 産 合 計		32,596
2 固 定 資 産		
(1) 投資その他の資産		
ア 長期定期預金	<u>6,000</u>	
投資その他の資産合計		<u>6,000</u>
固 定 資 産 合 計		
資 産 合 計		<u><u>38,596</u></u>
(負 債 の 部)		
1 流 動 負 債		
(1) 未 払 金	<u>0</u>	
流 動 負 債 合 計		0
2 固 定 負 債		
(1) 長期借入金	<u>0</u>	
固 定 負 債 合 計		<u>0</u>
負 債 合 計		0
(資 本 の 部)		
1 資 本 金		
(1) 基 本 財 産	<u>6,000</u>	
資 本 金 合 計		6,000
2 準 備 金		
(1) 前期繰越準備金	32,898	
(2) 当期純損失	<u>302</u>	
準 備 金 合 計		<u>32,596</u>
資 本 合 計		<u>38,596</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>38,596</u></u>

単位：千円

1	事業収益		
(1)	公有地取得事業収益	<u>0</u>	0
2	事業原価		
(1)	公有地取得事業原価	<u>0</u>	<u>0</u>
	事業総利益		0
3	販売費及び一般管理費		<u>328</u>
	事業損失		328
4	事業外収益		
(1)	受取利息	26	
(2)	雑収益	<u>1</u>	<u>27</u>
5	事業外費用		
(1)	雑損失	<u>1</u>	<u>1</u>
	経常損失		302
	当期純損失		<u><u>302</u></u>

令和 8 年度一般会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

単位：千円

I 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入	0
公有地取得事業支出	0
人件費支出	△ 48
その他の業務支出	△ 280
小 計	△ 328
雑収入	1
雑支出	△ 1
利息及び配当金の受取額	26
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 302

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フロー	0
------------------	---

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入金の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0

IV 現預金残高の増加（△減少） △ 302

V 期首現預金残高 32, 898

VI 期末現預金残高 32, 596

(注) 貸借対照表の現金及び資金の範囲としております。